

健生食監発 0823 第 5 号
消食基第 190 号
令和 6 年 8 月 23 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）
消費者庁食品衛生基準審査課長
（ 公 印 省 略 ）

指定成分等含有食品に関する留意事項について

食品衛生法第 8 条第 1 項に規定する指定成分等含有食品に関する留意事項については、「指定成分等含有食品に関する留意事項について」（令和 2 年 4 月 17 日付け薬生食基発 0417 第 1 号）により取り扱っているが、今般、当該通知を廃止し、指定成分等含有食品に係る健康被害の届出に際しては、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 4 号・医薬監麻発 0823 第 1 号）の別紙様式を用いることとするとともに、文言の記載整備を行った。

今後、指定成分等含有食品に関する留意事項は、別添 1 及び別添 2 のとおりとするので、御了知の上、関係者への周知及び適切な対応をお願いしたい。